

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱（案）新旧対照表

前回案	修正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域自治協議会の設置及び認定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 地域自治協議会(以下「協議会」という。)は、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて協議会を設置することができる。</p> <p>2 協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。</p> <p>3 協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 概ね小学校区を区域とし、その区域が他の協議会の区域と重複しないこと。</p> <p>(2) 当該区域で組織され市に届出済みの自治会の概ね 7 割以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会、自主防災防犯組織、その他区域内で活動する複数の団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。</p> <p>(3) その区域に居住し、又は活動する個人、団体、事業者等で構成されていること。</p> <p>(4) 地域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参画できること。</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。</p> <p>(1) 市民等にかかれた取組みを行うこと。</p> <p>(2) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。</p> <p>(3) 意思決定を行う会議について、市民等に公開されているなど民主的で透明性を持った運営を行うこと。</p> <p>2 地域自治協議会は、より効果的な取組みの実現のために、情報共有や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域自治協議会(以下「協議会」という。)の設置及び認定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 協議会は、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体(以下「市民等」という。)が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定(以下「認定」という。)を受けて協議会を設置することができる。</p> <p>2 協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。</p> <p>3 協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 当該区域で組織され市に届出済みの自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会、自主防災防犯組織、その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。</p> <p>(2) 概ね小学校区を区域とし、その区域が他の協議会の区域と重複しないこと。</p> <p>(3) その区域に居住し、又は活動する市民等で構成されていること。</p> <p>(4) 地域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参画できること。</p> <p>(5) 地域の将来像や目標、基本方針等が明記された地域自治計画が策定されていること。</p> <p>(6) 政治、宗教を目的とした活動を行っていないこと。</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。</p> <p>(1) 市民等にかかれた取組みを行うこと。</p> <p>(2) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。</p> <p>(3) 意思決定を行う会議について、市民等に公開されているなど民主的で透明性を持った運営を行うこと。</p> <p>2 協議会は、より効果的な取組みの実現のために、<u>区域内での</u>情報共有や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。</p>

前回案	修正案
<p>(認定の申請)</p> <p>第5条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、市長の認定(以下「認定」という。)を受けようとするときは、奈良市地域自治協議会認定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 規約</li> <li>(2) 認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類</li> <li>(3) 構成員及び役員の名簿</li> <li>(4) 組織図</li> <li>(5) 地域自治計画</li> <li>(6) 区域を示す図面</li> <li>(7) 当該年度の事業計画及び予算書</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称</li> <li>(2) 設立の目的</li> <li>(3) 事務所の所在地</li> <li>(4) 活動の内容</li> <li>(5) 区域</li> <li>(6) 構成員に関する事項</li> <li>(7) 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項</li> <li>(8) 議決機関及び執行機関に関する事項</li> <li>(9) 地域自治計画に関する事項</li> <li>(10) 会計に関する事項</li> <li>(11) 監査に関する事項</li> <li>(12) 規約の変更に関する事項</li> <li>(13) その他活動の実施に必要な事項</li> </ol> <p>(協議会認定への支援)</p> <p>第6条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、支援を行うことができる。</p> <p>2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条第1項の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(認定等)</p> <p>第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定する場合は奈良市地域自治協議会認定通知書(別記第2号様式)により、認定しない場合は奈良市地域自治協議会不認定通知書(別記第3号様式)により、その</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第5条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、認定を受けようとするときは、奈良市地域自治協議会認定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 規約</li> <li>(2) 認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類</li> <li>(3) 構成団体及び役員の名簿</li> <li>(4) 組織図</li> <li>(5) 地域自治計画</li> <li>(6) 区域を示す図面</li> <li>(7) 当該年度の事業計画及び予算書</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称</li> <li>(2) 設立の目的</li> <li>(3) 事務所の所在地</li> <li>(4) 活動の内容</li> <li>(5) 区域</li> <li>(6) 構成団体に関する事項</li> <li>(7) 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項</li> <li>(8) 議決機関及び執行機関に関する事項</li> <li>(9) 地域自治計画に関する事項</li> <li>(10) 会計に関する事項</li> <li>(11) 監査に関する事項</li> <li>(12) 規約の変更に関する事項</li> <li>(13) その他活動の実施に必要な事項</li> </ol> <p>(協議会認定への支援)</p> <p>第6条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、支援を行うことができる。</p> <p>2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条第1項の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(認定等)</p> <p>第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定する場合は奈良市地域自治協議会認定通知書(別記第2号様式)により、認定しない場合は奈良市地域自治協議会不認定通知書(別記第3号様式)により、その</p>

前回案	修正案
<p>旨を代表者に通知するものとする。 (変更の届出) 第8条 代表者は、第5条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。 (認定の取消し) 第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。 (2) 偽りの申請その他不正の手段により認定を受けたとき。 (3) 運営に不正な行為があったとき。 (4) 政治的又は宗教的な活動を目的としていると認められる行為があったとき。 (5) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書(別記第5号様式)によりその旨を当該協議会の代表者に通知するものとする。 (解散に伴う届出) 第10条 協議会が解散するときは、代表者は解散の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。 (委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則 この規則は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>その旨を代表者に通知するものとする。 (変更の届出) 第8条 代表者は、第5条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。 (認定の取消し) 第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第3条第3項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。</u> (2) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。 (3) 偽りの申請その他不正の手段により認定を受けたとき。 (4) 運営に不正な行為があったとき。 (5) 政治的又は宗教的な活動を目的としていると認められる行為があったとき。 (6) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書(別記第5号様式)によりその旨を当該協議会の代表者に通知するものとする。 (解散に伴う届出) 第10条 協議会が解散するときは、代表者は解散の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。 (委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</p>

前回案	修正案
<p>別記様式第1号(第5条関係)</p> <p>奈良市地域自治協議会認定申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>奈良市長様</p> <p>申請者住所</p> <p>団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>印</p> <p>地域自治協議会の認定を受けたいので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>1 団体の設立年月日</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) <u>認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>構成員及び役員の名簿</u></p> <p>(4) 組織図</p> <p>(5) 区域を示す図面</p> <p>(6) 地域自治計画</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>別記様式第2号～6号略</p>	<p>別記様式第1号(第5条関係)</p> <p>奈良市地域自治協議会認定申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>奈良市長様</p> <p>申請者住所</p> <p>団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>印</p> <p>地域自治協議会の認定を受けたいので、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>1 団体の設立年月日</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) <u>認定の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>構成団体及び役員の名簿</u></p> <p>(4) 組織図</p> <p>(5) <u>地域自治計画</u></p> <p>(6) 区域を示す図面</p> <p>(7) <u>当該年度の事業計画及び予算書</u></p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>別記様式第2号～6号略</p>